

千葉県障害者文化芸術活動推進計画の概要

計画の概要

1 計画策定の背景・経緯

- (1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成30年6月）
- (2) 国による障害者文化芸術活動推進基本計画の策定（平成31年3月）

2 目的

障害のある人の文化芸術活動の推進は、社会参加や自立を促進するだけでなく、共生社会の実現に向け、障害のある人への理解を深めるために大変重要
そこで、本県がこれまで行ってきた障害のある人の文化芸術活動の推進に向けた取組を更に発展させていくため計画を策定

3 策定根拠 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項

4 計画期間 令和3年度から8年度までの6年間

基本的な方針

1 障害のある人による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害のある人でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に参加できることが重要

2 障害のある人による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定しないことが重要

3 地域における、障害者芸術を通じた交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

施策の方向性

(1) 鑑賞の機会の拡大

- ①情報保障の充実
- ②障害特性に応じた展覧会等の実施
- ③鑑賞等の支援方法の周知等
- ④建物のバリアフリーの推進
- ⑤学校等における鑑賞・体験機会の充実

(2) 創造の機会の拡大

- ①幅広い分野の文化芸術活動を体験する機会の提供
- ②地域における活動場所の充実
- ③特別支援学校における芸術に関する教育の充実

(3) 作品等の発表の機会の確保

- ①発表に関する障壁を取り除く取組
- ②作品展等の発表機会の創出等

(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等

- ①作品の評価を受ける機会の充実
- ②作品を適切に評価できるネットワークの構築
- ③作品の保存等に関する取組の促進

(5) 権利保護の推進

- ①権利保護に関する知識の普及等
- ②権利保護に関する相談機会の提供
- ③権利保護の教育における配慮

(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

- ①文化芸術作品の販売等に関する支援体制の充実
- ②企業等における環境の醸成や販路開拓の促進

(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進

- ①様々な関係者と意見交換できる環境の醸成
- ②障害のある人となない人の交流の促進
- ③学校における交流等を通じた相互理解の促進
- ④学校等における障害者芸術に触れる機会の提供

(8) 相談体制の整備等

- ①地域における支援体制の構築のための知識の普及等
- ②文化芸術活動に関する相談体制等の充実

(9) 人材の育成等

- ①障害者芸術に関する専門知識の普及等
- ②教育機関等と連携した人材育成

(10) 情報の収集等

- ①効果的な情報発信の充実
- ②多様な情報の収集・発信・活用